

証券コード 3908

平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都墨田区押上一丁目1番2号
株 式 会 社 コ ラ ボ ス
代表取締役社長 茂 木 貴 雄

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月20日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東京スカイツリーイーストタワー12階

（昨年までの開催場所とは異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申しあげます。）

3. 目的事項

報告事項 第17期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.collabos.com/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の堅調な回復を背景として、輸出・生産における増加基調が続き、堅調に改善を維持する企業収益、それに伴う雇用情勢及び所得環境の着実な改善と個人消費の持ち直し等、内外需要を背景に景気は緩やかな回復基調を維持しました。

当社が属するクラウドサービス市場につきましては、平成28年末のクラウドサービス利用企業の割合は前年末より2.3ポイント増加し、46.9%に及んでおります。(出典：総務省「情報通信白書 平成29年版」)

また、クラウド型CRM市場の市場規模につきましては、平成28年度は1,291億円となり、前事業年度1,052億円から22.7%増加しており、これまで主流であったシステムを自社保有及び自社運用するオンプレミスと呼ばれる導入形態から、コストメリット及びスピードメリットの見込まれるクラウドサービスへ移行する企業が着実に増えてきております。具体的には、企業がシステムを自社保有することによって発生する周辺設備費用や、運用における技術者の人件費、保守サポート費用のコスト削減や管理の効率化、また、新たな機能や技術革新の普及・加速に対する迅速な対応、規模拡張やバージョンアップ等に対するリードタイムの短縮化等といったメリットが広く認知されてきていることが挙げられます。今後もクラウドサービスへの移行拡大により、同市場は平成29年度も成長率として前事業年度比24.9%増加となる1,612億円、平成28年度以降としては平均成長率24.2%と高水準での増加推移が見込まれ、平成33年度には3,867億円にまで拡大すると予想されております。(出典：株式会社ミック経済研究所「クラウド型CRM市場の現状と展望 2017年度版」)

このような環境下、当社はコールセンター向けに各種クラウドサービスを提供しておりますが、その中でも主力商品である@nyplace (IPネットワークを利用した電話交換機機能をクラウドで提供するインバウンド向けのサービス)を中心に売上高は順調に推移しております。また、COLLABOS CRM (コールセンター業務に特化したインバウンド向け顧客管理システムをク

クラウドで提供するサービス) については、一時的な契約ID数の減少はあるものの、COLLABOS CRM Outbound Edition (コールセンター業務に特化したアウトバウンド向け顧客管理システムをクラウドで提供するサービス)、COLLABOS PHONE (インターネット環境を利用したソフトフォンをベースとした電話交換機機能をクラウドで提供するサービス) 等のユーザビリティの高いサービスについても、それぞれ順調に推移しました。これらの結果、当事業年度の売上高は1,942,171千円(前事業年度比7.0%増)となりました。また、各段階利益については、安定した経営基盤を確立するための本社機能の移転及び基幹システムの導入等によるコスト増加要因が発生したものの、営業利益は前事業年度を上回る306,726千円(同4.7%増)となり、経常利益は305,373千円(同5.5%増)、当期純利益は206,020千円(同5.8%増)となりました。

なお、当事業年度におきましては、音声や通信に特化した開発技術力と豊富な実績を有する株式会社ギークフィードの株式取得及び業務提携により、両社の得意分野及び経営資源等を相互に活用することで、お客様のニーズに応える新たなサービス、機能、事業等の開発を加速させるための体制構築を開始しました。また、インターネット広告業界において高い技術力と世界レベルの広告配信システムを提供する株式会社ジーニーとの業務提携に関する基本合意締結により、コールセンター独自のデータとマーケティングオートメーション(※1)機能を統合した、新たなデジタルマーケティングプラットフォーム(※2)の共同開発に向けた取り組みも開始しております。

#### 事業別売上高

| 事業区分       | 第16期<br>(平成29年3月期)<br>(前事業年度) |        | 第17期<br>(平成30年3月期)<br>(当事業年度) |        | 前事業年度比増減  |      |
|------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|--------|-----------|------|
|            | 金額                            | 構成比    | 金額                            | 構成比    | 金額        | 増減率  |
| クラウドサービス事業 | 1,814,504千円                   | 100.0% | 1,942,171千円                   | 100.0% | 127,667千円 | 7.0% |

(注) 当社は、クラウドサービス事業を提供する単一事業であります。

#### 〔用語解説〕

##### ※1. マーケティングオートメーション

マーケティング活動の一部をテクノロジーによって自動化するツール、仕組みのことを指します。

##### ※2. デジタルマーケティングプラットフォーム

コンピュータにおいて、ソフトウェアやハードウェア、サービスが動作するための基盤、環境のことを指します。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は228,950千円となりました。このうち主なものは、基幹システム導入及び本社移転に伴う設備投資、@nyplaceサービスに関する設備の増設となっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の営むクラウドサービス事業は、導入コストの負担軽減とスピーディーな導入、システムコストの最適化等が可能な点から注目を集める一方、新規参入の多い事業でもあります。

当社は、競合他社との差別化を図るために、クライアントニーズを捉えたサービス、可用性の高いシステム、信頼を得られる組織の構築が重要であると考えております。

更に事業を推進していくため、以下の7点を重要課題として取り組んでおります。

### ① 開発力の強化

当社は、競合他社との差別化を推進するにあたり、様々な規模、業種、業界のクライアントの声が集まる環境にあることを活かし、ニーズに応えるサービスや機能の実現、操作画面の操作性の向上やレポート機能の強化、新機能の追加等のユーザビリティを追求しております。

それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

当事業年度においては、株式会社ギークフィールドとの業務提携により、開発を強化するための体制を構築しており、今後もお客様のさまざまな要望に応えるための新たなサービス、機能強化等の開発を推進してまいります。

### ② システム安定性の強化

当社は、個人情報扱うコールセンター向けに事業展開をしており、高い安全性及び可用性が常に求められます。

それらを実現するために、365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現を追求しております。

### ③ 人材育成

当社は、従業員の平均年齢が30歳程度と若く、企業として未成熟な部分を抱えていると考えております。

育成施策として、「企業理念、行動指針、経営方針を体現できる人材の育成」と「事業の拡大をしていくために、自ら考え、変化に対応していくことでビジネスを創り出せる人材の育成」を育成制度の目的に掲げ、新入社員へのビジネス基礎研修や当社サービス基礎研修等に始まり、中堅社員への経理、法務、ITリテラシー等のベース研修等を経て、管理職へ向けた研修に至る段階的なプログラムを新たに構築し、更なる人材育成強化に努めております。

### ④ 組織体制の整備

当社は、現在、少人数で効率的な組織運用を図り、生産性の向上に努めております。しかしながら、今後、企業として大きく成長していくためには、人員の拡充、またそれに伴う組織体制の整備は必要不可欠であると考えております。

クライアントの要望をスピーディーに実現していく組織を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的な高い営業力を持ち、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備を進めております。

### ⑤ 内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくために、クライアントのみならず、社会的な信用を得ることは、今後、重要な課題であると考えております。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を着実に進めております。

#### ⑥ 事業領域の拡大について

当社は、設立以来、IP電話交換機システムや顧客管理システムの提供を中心としたクラウドサービス事業に注力してまいりました。

今後においては更なる成長を遂げるために、CRM市場・ビッグデータ市場の拡大を見据え、従来のサービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスの提供、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発、コールセンター周辺事業領域への展開を行い、事業の拡充を図ってまいります。

当事業年度には、株式会社ジーニーとの業務提携に関する基本合意締結により、コールセンター独自のデータとマーケティングオートメーション機能を統合した、新たなデジタルマーケティングプラットフォームの共同開発への取り組みを開始しており、新たな事業創出に向け推進してまいります。

#### ⑦ 販売力強化と販路拡大

当社は、これまでクラウド型コールセンターシステムのサービス提供を中心に事業を展開しており、その市場環境においては、企業がシステムを自社構築するオンプレミス型からクラウドサービス型へとシェアの移行が進むと予測されている一方、競合他社の成長や大手企業の参入、コンタクトチャネルの多様化が加速する状況にあります。

当社は、今後も成長が見込まれるこの市場環境において、シェアを最大限に獲得すべく、更なる成長スピードの加速、競合他社との差別化、優位性が不可欠であると考えており、製販一体となる組織体制の最適化、クライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの追加、新サービスの開発、また、競争優位性を高める価格戦略、未開拓市場へのサービス展開により販売力強化と販路拡大を図ってまいります。

#### (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 14 期<br>(平成27年3月期) | 第 15 期<br>(平成28年3月期) | 第 16 期<br>(平成29年3月期) | 第 17 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 1,482,085            | 1,661,976            | 1,814,504            | 1,942,171                       |
| 経 常 利 益(千円)    | 175,694              | 253,530              | 289,356              | 305,373                         |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 107,072              | 165,086              | 194,722              | 206,020                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 33.60                | 39.22                | 45.97                | 47.96                           |
| 総 資 産(千円)      | 1,203,176            | 1,481,302            | 1,720,069            | 2,042,363                       |
| 純 資 産(千円)      | 901,684              | 1,098,258            | 1,293,888            | 1,542,032                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 216.33               | 253.09               | 298.54               | 321.59                          |

(注) 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのために第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当事業年度において、持分法非適用関連会社である株式会社ギークフィードの株式を34%取得いたしました。

## (7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、お客様相談室又は製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有するクライアントを対象とし、クラウドサービスとして、インターネット網を介して、IP電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。

クラウドサービスは、企業が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。

なお、当社は単一セグメントとしてクラウドサービス事業を営んでおり、セグメントごとの記載はしておりません。

当社のクラウドサービスは、以下の4つの主要サービスから成り立っております。

### ① @nyplace

可用性の高いAVAYA Inc.（※1）のIP電話交換機システムを、クラウドで提供するサービスであります。IP電話交換機を現地構築する場合に比べ、ロケーションを選ばず、スピーディーかつリーズナブルなシステム導入を実現しております。オプションとして通話録音システムの提供も行っており、IP電話交換機と通話録音システムをワンストップで提供することが可能であります。

### ② COLLABOS CRM

コールセンターでの利用に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。インターフェイスを特徴としており、電話対応、Eメール対応、Web問い合わせの一括管理が可能であります。

### ③ COLLABOS CRM Outbound Edition

架電（電話をかける）業務に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。架電先リストの作成や架電結果レポートをはじめ、アウトバウンド業務に特化した機能を実現しております。

### ④ COLLABOS PHONE

5席前後から80席未満までの小・中規模コールセンター向けに、Asterisk（※2）ベースで開発したソフトフォンを、クラウドで提供するサービスであります。@nyplaceに比べて短納期、低価格での導入が可能であります。

〔用語解説〕

※ 1. AVAYA Inc.

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカーです。IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業です。

※ 2. Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc. が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェアです。

(8) 主要な事業所（平成30年 3 月31日現在）

本社：東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号

（注）当社は、平成29年 8 月14日付をもって、本社を東京都千代田区より移転いたしました。

(9) 使用人の状況（平成30年 3 月31日現在）

当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末<br>比 増 減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------------|-------|--------|
| 62（8）名 | 1名減（増減無し）       | 32.6歳 | 5.8年   |

（注） 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人（アルバイト、インターン及び派遣社員等をいう）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年 3 月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 10,000千円 |

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

### (1) 発行可能株式総数 11,990,400株

(注) 平成30年1月19日開催の取締役会にて、平成30年3月1日付で株式分割（1株を3株に分割）に伴う定款変更が決議され、発行可能株式総数は7,993,600株増加しております。

### (2) 発行済株式の総数 4,702,800株

(注) 平成30年3月1日付の株式分割（1株を3株に分割）により、発行済株式の総数は2,876,800株増加しております。なお、増加株式数には株式分割前にストックオプションの行使のあった23,600株に係る株式分割による増加株式数が含まれております。

(注) 株式分割前及び株式分割後に行われたストックオプションの行使により、発行済株式の総数は411,200株増加しております。

### (3) 株主数 4,973名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                        | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 茂 木 貴 雄                                                                      | 1,636,500株 | 34.80%  |
| コ ム テ ッ ク 株 式 会 社                                                            | 648,600株   | 13.79%  |
| 茂 木 一 男                                                                      | 120,000株   | 2.55%   |
| 株式会社アドバンス・メディア                                                               | 112,200株   | 2.39%   |
| 富 沢 健                                                                        | 51,600株    | 1.10%   |
| 株 式 会 社 ア イ カ ム                                                              | 49,800株    | 1.06%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                            | 39,600株    | 0.84%   |
| BNY FOR GCM CLIENT<br>ACCOUNTS (E) BD<br>(常任代理人 株式会社三菱東京U<br>F J 銀行 頭取 三毛兼承) | 39,474株    | 0.84%   |
| 原 ト ミ エ                                                                      | 37,200株    | 0.79%   |
| 岩 崎 泰 次                                                                      | 36,000株    | 0.77%   |

(注) 自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                                     |                     | 第 6 回新株予約権                                           | 第 7 回新株予約権                                             |
|-------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                     | 平成23年 6 月15日                                         | 平成26年12月 5 日                                           |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                     | 75個                                                  | 306個                                                   |
| 新株予約権の目的となる<br>株 式 の 種 類 と 数        |                     | 普通株式 45,000株<br>(新株予約権 1 個につき600株)<br>(注) 5          | 普通株式 183,600株<br>(新株予約権 1 個につき600株)<br>(注) 5           |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>296円                                 | 新株予約権と引換えに払い込み<br>は要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>44,400円<br>(1 株当たり74円)<br>(注) 5      | 新株予約権 1 個当たり<br>160,200円<br>(1 株当たり267円)<br>(注) 5      |
| 権 利 行 使 期 間                         |                     | 平成23年 7 月 7 日から<br>平成30年 7 月 6 日まで                   | 平成28年12月23日から<br>平成36年12月22日まで                         |
| 行 使 の 条 件                           |                     | (注) 1                                                | (注) 2                                                  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況         | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 75個<br>目的となる株式数 45,000株<br>保有者数 1 名<br>(注) 5 | 新株予約権の数 306個<br>目的となる株式数 183,600株<br>保有者数 3 名<br>(注) 5 |
|                                     | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                   |
|                                     | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                   |

|                        |                   | 第8回新株予約権                                              | 第9回新株予約権                                              |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成27年7月24日                                            | 平成27年7月24日                                            |
| 新株予約権の数                |                   | 960個                                                  | 225個                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 576,000株<br>(新株予約権1個につき600株)<br>(注) 5            | 普通株式 135,000株<br>(新株予約権1個につき600株)<br>(注) 5            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり<br>23,000円                                 | 新株予約権1個当たり<br>6,000円                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>629,400円<br>(1株当たり1,049円)<br>(注) 5      | 新株予約権1個当たり<br>629,400円<br>(1株当たり1,049円)<br>(注) 5      |
| 権利行使期間                 |                   | 平成29年7月1日から<br>平成37年8月30日まで                           | 平成27年8月31日から<br>平成37年8月30日まで                          |
| 行使の条件                  |                   | (注) 3                                                 | (注) 4                                                 |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 930個<br>目的となる株式数 558,000株<br>保有者数 6名<br>(注) 5 | 新株予約権の数 220個<br>目的となる株式数 132,000株<br>保有者数 6名<br>(注) 5 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                  | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名<br>(注) 5     |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 3名<br>(注) 5   | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                  |

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 定時株主総会で報告された平成24年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成24年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち下記の①乃至③の記載に対応する割合を乗じた数を行行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、①乃至③に該当しない場合は、割当を受けた本新株予約権の総個数のうち、50%は行使できないものとする。
  - ① 当期純利益が53,200千円以上64,600千円未満の場合 25%
  - ② 当期純利益が64,600千円以上76,000千円未満の場合 37.5%
  - ③ 当期純利益が76,000千円以上の場合 50%
- (2) 本新株予約権者は、上記(注)1(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて、当社の定時株主総会で報告された平成25年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成25年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち下記の①乃至③の記載に対応する割合を乗じた数を新たに行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、①乃至③に該当しない場合は、上記(注)1(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて新たに本新株予約権を行行使することはできないものとする。

- ① 当期純利益が65,200千円以上81,500千円未満の場合 25%
  - ② 当期純利益が81,500千円以上97,800千円未満の場合 37.5%
  - ③ 当期純利益が97,800千円以上の場合 50%
- (3) 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。
  - (4) 権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
  - (5) 上記（注）1（4）に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行行使することができるものとする。
  - (6) 上記（注）1（3）及び（4）の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、相続により本新株予約権を取得した者は、下記①、②のいずれかを満たし、かつ、③、④のいずれかを満たした場合に限り、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行行使することができるものとする。
    - ① 相続時に被相続人が上記（注）1（4）に規定する条件に該当する場合。
    - ② 相続時に被相続人が上記（注）1（5）の規定により行使することができる場合。
    - ③ 相続時に当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合。
    - ④ 取締役会の承認を得た場合。
  - (7) 当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとする。
2. 行使の条件は、以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り行使することができる。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社（15%以上の当社の株式を有している株主）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に、以下の期間区分に対応して権利を行行使できるものとする。
    - 上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下
    - 上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部
  - (4) 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行行使することができないものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。

3. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成30年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ① 平成28年3月期及び平成29年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- ② 平成29年3月期及び平成30年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、平成28年3月期及び平成29年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

- ③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

- ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 平成28年12月 1 日付で実施した 1 株を 2 株とする株式分割及び平成30年 3 月 1 日付で実施した 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第10回新株予約権                                             |
|------------------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |             | 平成29年12月 8 日                                          |
| 新 株 予 約 権 の 数          |             | 134個                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 40,200株<br>(新株予約権 1 個につき300株)<br>(注) 2           |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権 1 個当たり<br>281,400円<br>( 1 株当たり938円)<br>(注) 2    |
| 権 利 行 使 期 間            |             | 平成31年12月21日から<br>平成39年12月 8 日まで                       |
| 行 使 の 条 件              |             | (注) 1                                                 |
| 使用人等への交付状況             | 当 社 使 用 人   | 新株予約権の数 134個<br>目的となる株式数 40,200株<br>交付者数 38名<br>(注) 2 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>交付者数 一名                  |

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- 2. 平成30年 3 月 1 日付で実施した 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                       |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 茂 木 貴 雄 |                                                                    |
| 代表取締役副社長  | 青 本 真 人 | 管理部長兼内部監査室長                                                        |
| 取 締 役     | 小 川 勇 樹 | 営業第一部長                                                             |
| 取 締 役     | 鈴 木 裕 幸 | ビジネスデベロップメント部長<br>株式会社シーズファクトリー 取締役                                |
| 取 締 役     | 齋 藤 一 紀 |                                                                    |
| 取 締 役     | 富 沢 健   | 海外事業部長                                                             |
| 取 締 役     | 山 本 泉 二 | 株式会社インターネットイニシアティブ 顧問<br>株式会社IIJグローバルソリューションズ 顧問<br>公益財団法人東京財団 評議員 |
| 取 締 役     | 鈴 木 達   | 株式会社テリロジー 取締役兼執行役員副社長<br>株式会社テリロジーサービスウェア 代表取締役社長                  |
| 常 勤 監 査 役 | 秦 齊 雄   |                                                                    |
| 監 査 役     | 志 賀 文 昭 |                                                                    |
| 監 査 役     | 三 井 良 克 |                                                                    |

- (注) 1. 取締役山本泉二氏、鈴木達氏は、社外取締役であります。
2. 監査役秦齊雄氏、志賀文昭氏及び三井良克氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。
4. 監査役志賀文昭氏及び三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきた経験があります。
5. 当社は、取締役山本泉二氏、監査役秦齊雄氏及び志賀文昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成29年5月1日付で取締役富沢健氏はビジネスパートナー戦略部長を退任し、海外事業部長に就任いたしました。
7. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分           | 報酬額等の<br>総額（千円）    | 報酬等の種類別の総額（千円）     |              | 対象となる<br>役員の員数<br>（名） |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
|                |                    | 基本報酬               | 賞与           |                       |
| 取締役            | 69,710             | 67,710             | 2,000        | 8                     |
| （うち社外取締役）      | (6,750)            | (6,750)            | (－)          | (2)                   |
| 監査役            | 7,200              | 7,200              | －            | 3                     |
| （うち社外監査役）      | (7,200)            | (7,200)            | (－)          | (3)                   |
| 合計<br>（うち社外役員） | 76,910<br>(13,950) | 74,910<br>(13,950) | 2,000<br>(－) | 11<br>(5)             |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年12月5日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成26年12月5日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 賞与には、役員賞与引当金の当期繰入額を記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本泉二氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問、株式会社IIJグローバルソリューションズ顧問及び公益財団法人東京財団評議員を兼務しております。株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IIJグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、また、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。公益財団法人東京財団と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役鈴木達氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長及び株式会社テリロジーサービスウェア代表取締役社長を兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、特別の関係はありません。株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引がありますが、当社と同社の取引は、一般の取引条件によっております。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                   |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 山本 泉二 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会において、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、当社の事業運営の適切な監督を行う立場から、発言を適宜行っております。               |
| 取締役 | 鈴木 達  | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、当社の事業運営の適切な監督を行う立場から、発言を適宜行っております。               |
| 監査役 | 秦 齊雄  | 当事業年度に開催された取締役会22回すべて、監査役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 志賀 文昭 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回、監査役会17回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。        |
| 監査役 | 三井 良克 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額（千円） |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 12,000    |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成26年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、平成27年5月8日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
- ② 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行う。
- ③ 全ての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を設置する。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
- ④ ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
- ⑤ 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、使用人より内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査する。
- ⑥ 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
- ⑦ 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
- ② 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
- ③ 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の執行状況等について報告する。
- ④ 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
- ⑤ 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「機密文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
- ② 「機密文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、又は事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。

- ② ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
  - ③ 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置する。
  - ④ 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役又は監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
  - ② 監査役又は監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室、補助要員の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
  - ③ 補助要員の処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定する。
  - ④ 監査役又は監査役会は、補助要員に対し直接指示をすることができるものとし、当社は、これに抵触する指示をすることができない。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
  - ② 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ③ 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容説明を求めることができる。
  - ④ 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不

正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役又は監査役会に報告する。

- ⑤ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。
- ② 内部監査室は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、監査役会を原則として月 1 回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査室を交えて、意見交換を行う。
- ④ 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- ⑤ 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「コンプライアンス・マニュアル」や「反社チェック要領」による社内周知を図る。
- ② 管理部を反社会的勢力排除のための対応主管部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等のセミナー等を通じて情報収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保  
月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行いました。
- ② コンプライアンス体制  
内部統制に係わる基本方針並びに「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス通報規程」をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。
- ③ リスク管理体制  
内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役に報告しております。  
また、監査役各自が希望する任意の会議に自由に出席しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保  
監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力を排除するための体制  
契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産   | 1,537,124 | 流 動 負 債       | 297,352   |
| 現金及び預金    | 1,250,000 | 買 掛 金         | 83,837    |
| 売 掛 金     | 250,050   | 短 期 借 入 金     | 10,000    |
| 商品及び製品    | 43        | リ ー ス 債 務     | 89,705    |
| 前 払 費 用   | 26,144    | 未 払 金         | 33,649    |
| 繰延税金資産    | 7,578     | 未 払 費 用       | 4,414     |
| そ の 他     | 3,596     | 未 払 法 人 税 等   | 46,643    |
| 貸倒引当金     | △287      | 未 払 消 費 税 等   | 8,927     |
| 固 定 資 産   | 505,238   | 前 受 金         | 2,771     |
| 有形固定資産    | 316,927   | 賞 与 引 当 金     | 13,000    |
| 建物        | 33,293    | 役 員 賞 与 引 当 金 | 2,000     |
| 減価償却累計額   | △3,706    | そ の 他         | 2,401     |
| 建物（純額）    | 29,586    | 固 定 負 債       | 202,978   |
| 工具、器具及び備品 | 372,103   | リ ー ス 債 務     | 202,978   |
| 減価償却累計額   | △352,056  |               |           |
| 工具、器具及び備品 | 20,046    | 負 債 合 計       | 500,330   |
| （純額）      |           |               |           |
| リース資産     | 451,093   | (純資産の部)       |           |
| 減価償却累計額   | △183,799  | 株 主 資 本       | 1,512,383 |
| リース資産（純額） | 267,293   | 資 本 金         | 321,075   |
| 無形固定資産    | 102,490   | 資 本 剰 余 金     | 301,075   |
| ソフトウェア    | 90,838    | 資 本 準 備 金     | 301,075   |
| ソフトウェア仮勘定 | 11,237    | 利 益 剰 余 金     | 890,231   |
| そ の 他     | 414       | その他利益剰余金      | 890,231   |
| 投資その他の資産  | 85,820    | 繰越利益剰余金       | 890,231   |
| 関係会社株式    | 25,331    | 新 株 予 約 権     | 29,649    |
| 長期前払費用    | 1,688     |               |           |
| 差入保証金     | 33,983    | 純 資 産 合 計     | 1,542,032 |
| 破産更生債権等   | 16        |               |           |
| 繰延税金資産    | 24,817    | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,042,363 |
| 貸倒引当金     | △16       |               |           |
| 資 産 合 計   | 2,042,363 |               |           |

# 損 益 計 算 書

(平成29年 4 月 1 日から)  
(平成30年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,942,171 |
| 売 上 原 価               |        | 1,036,825 |
| 売 上 総 利 益             |        | 905,345   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 598,619   |
| 営 業 利 益               |        | 306,726   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 10     |           |
| 受 取 手 数 料             | 34     |           |
| 違 約 金 収 入             | 1,886  |           |
| 雑 収 入                 | 1,829  | 3,761     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 5,053  |           |
| 為 替 差 損               | 9      |           |
| 雑 損 失                 | 51     | 5,114     |
| 経 常 利 益               |        | 305,373   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 276    | 276       |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 86     |           |
| 本 社 移 転 費 用           | 17,821 | 17,907    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 287,741   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 81,406 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 314    | 81,720    |
| 当 期 純 利 益             |        | 206,020   |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |           |              |              |              |             | 新株予約権  | 純資産<br>合 計 |
|--------------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------|------------|
|                                | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |              | 株主資本<br>合 計 |        |            |
|                                |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |        |            |
|                                |         |           |              | 繰越利益<br>剰余金  |              |             |        |            |
| 当 期 首 残 高                      | 301,464 | 281,464   | 281,464      | 684,210      | 684,210      | 1,267,139   | 26,748 | 1,293,888  |
| 当 期 変 動 額                      |         |           |              |              |              |             |        |            |
| 当 期 純 利 益                      | —       | —         | —            | 206,020      | 206,020      | 206,020     | —      | 206,020    |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権<br>の 行 使 ) | 19,611  | 19,611    | 19,611       | —            | —            | 39,223      | △245   | 38,978     |
| 新株予約権の<br>発 行                  | —       | —         | —            | —            | —            | —           | 3,421  | 3,421      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)        | —       | —         | —            | —            | —            | —           | △276   | △276       |
| 当期変動額合計                        | 19,611  | 19,611    | 19,611       | 206,020      | 206,020      | 245,244     | 2,900  | 248,144    |
| 当 期 末 残 高                      | 321,075 | 301,075   | 301,075      | 890,231      | 890,231      | 1,512,383   | 29,649 | 1,542,032  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社及び関連会社株式
  - 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 3年～10年 |
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては、見込利用期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 3,028千円

関係会社に対する短期金銭債務 7,359千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1,748千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加        | 減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|-----------|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,414,800 | 3,288,000 | —  | 4,702,800 |

(注) 1. 単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

3. 発行済株式総数の増加3,288,000株は、株式分割による増加2,876,800株（なお、株式分割による増加には株式分割前にストックオプションの行使のあった23,600株に係る株式分割による増加株式数が含まれております。）、株式分割前及び株式分割後に行われたストックオプションの行使により411,200株増加しております。これにより発行済株式総数は、4,702,800株となっております。

### (2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

| 内訳        | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数（株） |         |         |            | 当事業年度末<br>残高（千円） |
|-----------|------------|--------------|---------|---------|------------|------------------|
|           |            | 当事業<br>年度期首  | 増加      | 減少      | 当事業<br>年度末 |                  |
| 第5回新株予約権  | 普通株式       | 34,800       | 69,600  | 65,400  | 39,000     | 38               |
| 第6回新株予約権  | 普通株式       | 137,200      | 274,400 | 366,600 | 45,000     | 22               |
| 第7回新株予約権  | 普通株式       | 76,400       | 152,800 | 27,600  | 201,600    | —                |
| 第8回新株予約権  | 普通株式       | 218,200      | 436,400 | 7,200   | 647,400    | 24,817           |
| 第9回新株予約権  | 普通株式       | 45,000       | 90,000  | —       | 135,000    | 1,350            |
| 第10回新株予約権 | 普通株式       | —            | 40,200  | —       | 40,200     | 3,421            |

- (注) 1. 第5回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。
2. 第5回新株予約権の当事業年度減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。
3. 第6回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。
4. 第6回新株予約権の当事業年度減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。
5. 第7回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。
6. 第7回新株予約権の当事業年度減少は、期中における新株予約権の行使及び退職に伴う放棄分によるものであります。
7. 第8回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。
8. 第8回新株予約権の当事業年度減少は、退職に伴う放棄分によるものであります。
9. 第9回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。
10. 第10回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
11. 第10回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 3,441千円  |
| 貸倒引当金     | 93千円     |
| 賞与引当金     | 3,980千円  |
| 商品評価損     | 64千円     |
| ソフトウェア    | 38千円     |
| 減価償却超過額   | 21,279千円 |
| 敷金償却      | 1,218千円  |
| フリーレント賃借料 | 2,282千円  |
| 繰延税金資産合計  | 32,395千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新しており、日常のモニタリングを通して適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額の他、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| ①現金及び預金    | 1,250,000        | 1,250,000 | —       |
| ②売掛金       | 250,050          | 250,050   | —       |
| 資産計        | 1,500,050        | 1,500,050 | —       |
| ①買掛金       | 83,837           | 83,837    | —       |
| ②短期借入金     | 10,000           | 10,000    | —       |
| ③未払金       | 33,649           | 33,649    | —       |
| ④未払法人税等    | 46,643           | 46,643    | —       |
| ⑤リース債務 (※) | 292,683          | 295,873   | 3,189   |
| 負債計        | 466,814          | 470,004   | 3,189   |

(※) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、及び②売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、及び④未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 25,331   |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 7. 持分法損益等に関する注記

非連結子会社及び持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類        | 会 社 等 の<br>名 称    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関 連 当 事<br>者 と の 関<br>係 | 取 引<br>内 容                   | 取 引 金 額<br>( 千 円 ) | 科 目 | 期 末 残 高<br>( 千 円 ) |
|------------|-------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------|--------------------|-----|--------------------|
| 役員         | 茂木貴雄              | (被所有)<br>直接34.81      | 当社代表<br>取締役             | 新株予約権の行使(注1)                 | 27,309             | —   | —                  |
| 非連結<br>子会社 | 株式会社シーズ<br>ファクトリー | 所有<br>直接51.00         | 営業外の<br>取引              | ソフトウェア利用料収入<br>業務の受託<br>(注2) | 1,748              | 雑収入 | —                  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 平成23年6月15日定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の行使を記載しております。

2. 上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 321円59銭

(2) 1株当たりの当期純利益 47円96銭

(注) 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのために当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5 月15日

株式会社コラボス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 吉 田 | 英 志 ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鳥 羽 | 正 浩 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラボスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成30年 5 月16日

株式会社コラボス 監査役会

常勤社外監査役 秦 齊雄 ㊞

社外監査役 志賀文昭 ㊞

社外監査役 三井良克 ㊞

以 上

## 株 主 総 会 参 考 書 類

### 第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役全員（8 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | も て ん ぎ た か お<br>茂 木 貴 雄<br>(昭和47年 7 月 18 日) | 平成 7 年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会<br>社） 入社<br>平成12年 4 月 アイ・ティー・エックス株式会社<br>入社<br>平成13年10月 当社 入社（出向）<br>当社 営業開発部長 就任<br>平成15年 6 月 当社 取締役 就任<br>平成16年 4 月 当社 代表取締役社長 就任（現<br>任）<br>平成17年 4 月 アイ・ティー・エックス株式会社<br>退社                                                    | 1,636,500株     |
| 2          | あ お も と ま さ と<br>青 本 真 人<br>(昭和46年 3 月 26 日) | 平成 6 年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会<br>社） 入社<br>平成12年 4 月 アイ・ティー・エックス株式会社<br>入社<br>平成21年 7 月 イーグロバレッジ株式会社 入<br>社<br>平成22年 6 月 同社 取締役 就任<br>平成26年 6 月 当社 入社<br>平成26年 6 月 当社 取締役 就任<br>平成28年 4 月 当社 管理部長 就任（現任）<br>当社 内部監査室長 就任（現任）<br>平成28年 6 月 当社 代表取締役副社長 就任（現<br>任） | 30,000株        |
| 3          | お が わ ゆ う き<br>小 川 勇 樹<br>(昭和55年 8 月 5 日)    | 平成15年 4 月 株式会社文寿堂 入社<br>平成17年 7 月 当社 入社<br>平成20年10月 当社 営業部長 就任<br>平成23年 6 月 当社 取締役 就任（現任）<br>平成25年10月 当社 ソリューションセールス部<br>長 就任<br>平成27年 4 月 当社 営業第一部長 就任（現任）                                                                                                  | 54,000株        |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | すず き ひろ ゆき<br>鈴 木 裕 幸<br>(昭和57年 9 月17日) | 平成18年 4 月 株式会社ニッシン 入社<br>平成19年10月 当社 入社<br>平成23年10月 当社 ソリューションセールス部長 就任<br>平成25年 1 月 当社 経営企画部長 就任<br>平成25年 2 月 当社 取締役 就任 (現任)<br>平成26年 7 月 当社 ビジネスデベロップメント<br>部長 就任 (現任)<br>平成28年11月 株式会社シーズファクトリー 取<br>締役 就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 13,200株        |
| 5          | さい とう かず き<br>齋 藤 一 紀<br>(昭和54年 1 月16日) | 平成 9 年 4 月 東信産業株式会社 入社<br>平成17年 5 月 当社 入社<br>平成23年10月 当社 システムオペレーション部長 就任<br>平成25年 2 月 当社 取締役 就任 (現任)<br>平成26年 4 月 当社 システムオペレーション部長 就任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 28,200株        |
| 6          | やま もと せん じ<br>山 本 泉 二<br>(昭和21年 4 月14日) | 昭和45年 4 月 ソニー株式会社 入社<br>平成10年 1 月 ソニーコミュニケーションネットワ<br>ーク株式会社 代表取締役社長就任<br>平成12年 6 月 同社 代表取締役 兼 執行役員<br>社長 就任<br>平成17年10月 株式会社アイアイジェイテクノロ<br>ジー 取締役 就任<br>平成18年 4 月 株式会社アイアイジェイフィナン<br>シャルシステムズ 取締役 就任<br>平成18年 6 月 株式会社アイアイジェイテクノロ<br>ジー 代表取締役副会長 就任<br>平成18年 6 月 株式会社インターネットイニシア<br>ティブ 取締役 就任<br>平成18年 6 月 株式会社アイアイジェイフィナンシャ<br>ルシステムズ 代表取締役社長 就任<br>平成22年 4 月 株式会社インターネットイニシア<br>ティブ 取締役副社長 就任<br>平成22年 9 月 株式会社IIJグローバルソリューシ<br>ョンズ 代表取締役会長 就任<br>平成25年 4 月 株式会社インターネットイニシア<br>ティブ 顧問 就任 (現任)<br>平成26年 6 月 公益財団法人東京財団 評議員<br>就任 (現任)<br>平成27年 4 月 株式会社IIJグローバルソリューシ<br>ョンズ 顧問 就任 (現任)<br>平成27年 6 月 当社 取締役 就任 (現任) | —              |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7          | すず き とおる<br>鈴 木 達<br>(昭和34年4月3日)          | 昭和57年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会<br>社） 入社<br>平成6年6月 株式会社アトラクス 代表取締役<br>社長就任<br>平成12年4月 アイ・ティー・エックス株式会社<br>入社<br>平成12年6月 同社 取締役 就任<br>平成16年1月 株式会社UCOM（現アルテリア・ネッ<br>トワークス株式会社） 代表取締役<br>社長 就任<br>平成20年6月 アイ・ティー・エックス株式会社<br>取締役 執行役員 就任<br>平成22年5月 オリンパスビジネスクリエイツ株<br>式会社 代表取締役 就任<br>平成23年6月 日商エレクトロニクス株式会社<br>取締役・常務執行役員 就任<br>平成26年4月 インヴェンティット株式会社 代<br>表取締役社長 就任<br>平成28年4月 株式会社テリロジー 入社<br>平成28年6月 同社 取締役 就任<br>平成28年6月 当社 取締役 就任（現任）<br>平成29年4月 株式会社テリロジー 取締役 兼<br>執行役員副社長 就任（現任）<br>平成29年12月 株式会社テリロジーサービスウェ<br>ア 代表取締役社長 就任（現任） | —              |
| 8          | ※<br>し が ふみ あき<br>志 賀 文 昭<br>(昭和25年7月24日) | 昭和49年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会<br>社） 入社<br>平成11年5月 株式会社DDI（現KDDI株式会社）<br>入社<br>平成13年11月 株式会社ツーカーセラー東京（現<br>KDDI株式会社） 取締役 就任<br>平成15年6月 株式会社ツーカーホン関西（現KDDI<br>株式会社） 取締役 就任<br>平成17年10月 モビコム株式会社 CEO 就任<br>平成22年1月 KDDIアメリカ EVP 就任<br>平成23年1月 KDDIブラジル 代表取締役社長<br>就任<br>平成25年2月 当社 監査役 就任（現任）                                                                                                                                                                                                                                           | 100株           |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 鈴木達氏は、株式会社テリロジーサービスウェアの代表取締役社長であり、同社と当社の間には、同社が提供するインターネット接続サービスの利用取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本泉二氏、鈴木達氏及び志賀文昭氏は、社外取締役候補者であります。

4. 山本泉二氏を社外取締役候補者とした理由は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
5. 鈴木達氏を社外取締役候補者とした理由は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
6. 志賀文昭氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づいて、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
7. 山本泉二氏及び鈴木達氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、山本泉二氏は3年、鈴木達氏は2年となります。
8. 志賀文昭氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって5年4か月となります。なお、同氏は本総会の終結の時をもって社外監査役の任期が満了となります。
9. 当社は、山本泉二氏及び鈴木達氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、山本泉二氏及び鈴木達氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、志賀文昭氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、志賀文昭氏が社外取締役に選任された場合は、社外取締役としての責任に関し、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
11. 当社は、山本泉二氏及び志賀文昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | はだ なり お<br>秦 齊 雄<br>(昭和23年10月5日)      | 昭和47年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会<br>社）入社<br>平成9年7月 三菱自動車フィリピン会社 代表<br>取締役上級副社長 兼 トレジャ<br>ラー 就任<br>平成14年6月 株式会社スズヤス 取締役 就任<br>平成17年3月 株式会社スズヤス 監査役（常勤）<br>就任<br>平成18年8月 エイディーヴィジョン社 代表取<br>締役上級副社長 兼 最高財務責<br>任者 就任<br>平成20年4月 エムエムシーオートモトリス社<br>代表取締役上級副社長 兼 最高<br>財務責任者 就任<br>平成27年6月 当社 常勤監査役 就任（現任） | —              |
| 2          | みつ い よし かつ<br>三 井 良 克<br>(昭和19年1月26日) | 昭和41年4月 株式会社日立製作所 入社<br>昭和44年4月 日商エレクトロニクス株式会社<br>入社<br>昭和58年5月 コムテック株式会社 入社 常務<br>取締役 就任<br>平成4年4月 株式会社ケイ・シィ・ティ入社 代<br>表取締役 就任<br>平成23年4月 同社 監査役 就任<br>平成25年6月 当社 監査役 就任（現任）                                                                                                                 | —              |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | ※<br>はた した ひろ お<br>畑 下 裕 雄<br>(昭和47年12月2日) | 平成7年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所<br>平成10年4月 公認会計士登録<br>平成12年10月 Arthur Andersen Portland(米国)事務所 勤務<br>平成17年4月 株式会社プロキューブジャパン設立 代表取締役社長 就任(現任)<br>平成26年1月 株式会社Lyudia(現Ingenico Japan株式会社) 監査役 就任(現任)<br>平成27年6月 さくらインターネット株式会社 取締役 就任(現任)<br>平成29年7月 株式会社タジマ 監査役 就任(現任) | —              |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 畑下裕雄氏は株式会社プロキューブジャパンの代表取締役社長であり、同社と当社との間には、同社が委託先となる業務委託取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
4. 秦齊雄氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考えたためであります。
5. 三井良克氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。
6. 畑下裕雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
7. 秦齊雄氏及び三井良克氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、秦齊雄氏は3年、三井良克氏は5年となります。
8. 当社は秦齊雄氏及び三井良克氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、秦齊雄氏及び三井良克氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、畑下裕雄氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
10. 当社は、秦齊雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成26年12月22日開催の臨時株主総会において補欠監査役に選任されました出澤秀二氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| いで さわ しゅう じ<br>出 澤 秀 二<br>(昭和32年1月15日) | 昭和58年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>平成7年3月 出澤法律事務所（現出澤総合法律事務所）<br>開設 代表弁護士（現任）<br>平成18年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ 監<br>査役 就任（現任）<br>平成18年4月 ピジョン株式会社 監査役 就任（現任）<br>平成20年3月 株式会社ネクストジェン 監査役 就任 | —              |

- （注） 1. 出澤秀二氏は出澤総合法律事務所の代表弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 出澤秀二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 出澤秀二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 当社は、出澤秀二氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以 上

(ご参考) 株主優待制度の導入について

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、下記内容の株主優待制度を導入いたしました。

- ・対象となる株主様

平成30年3月31日現在の株主名簿に記録された、当社株式1单元(100株)以上を保有されている株主様を対象といたします。

- ・優待内容

対象となる株主様に対して、一律3,000円相当の 株式会社高島屋 法人事業部セレクトのグルメカタログギフトを贈呈いたします。当該グルメカタログの中から1点をお選びいただけます。

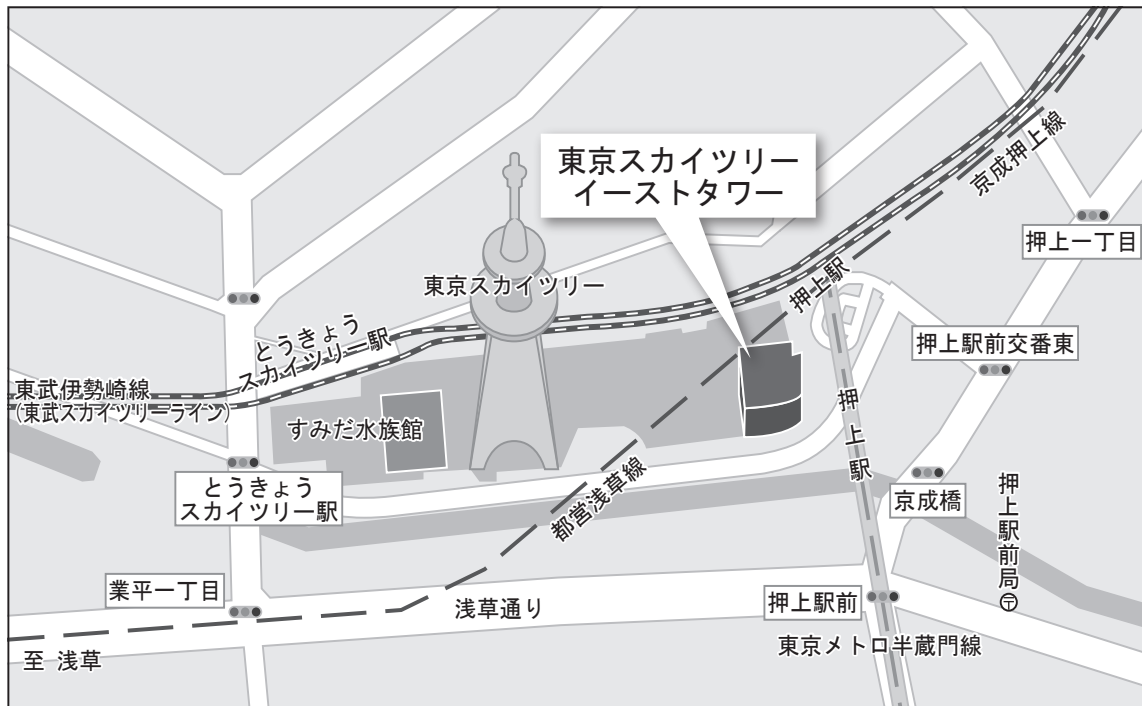
- ・贈呈時期

毎年6月下旬頃を予定しております。

# MEMO

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区押上一丁目1番2号  
東京スカイツリーイーストタワー12階



交通 京成押上線／都営浅草線／東京メトロ半蔵門線  
「押上（スカイツリー前）駅」イーストタワー地下3階に直結  
東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）  
「とうきょうスカイツリー駅」徒歩6分  
※イーストタワーオフィス専用エレベーターより  
12階（スカイロビー）にお上がりください。

お願い： 昨年までの開催場所とは異なりますので、上記の会場ご案内図  
をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。  
また、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来  
場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。